

山梨県公報

号外第十五号

平成十八年

三月三十日

木 曜 日

目 次

教育委員会

山梨県教育庁組織規則の一部を改正する規則

教育委員会

山梨県教育委員会規則第一号

山梨県教育庁組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十八年三月三十日

山梨県教育委員会

委員長 曾 根 修 一

山梨県教育庁組織規則の一部を改正する規則

山梨県教育庁組織規則(昭和六十年山梨県教育委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第十四条第二項の表山梨県峡中教育事務所の項を次のように改める。

山梨県中北教育事務所	山梨県中北教育事務所
中巨摩郡、 甲府市、 斐崎市、 南ア ルプス市、 北杜市、 甲 斐市及び中 央市	中巨摩郡、 甲府市、 斐崎市、 南ア ルプス市、 北杜市、 甲 斐市及び中 央市

第十四条第二項の表山梨県峡北教育事務所の項を削り、同表山梨県富士北麓・東部教育事務所の項中「山梨県富士北麓・東部教育事務所」を「山梨県富士・東部教育事務所」に改める。

第二十三条第二項中「富士北麓・東部教育事務所」を「富士・東部教育事務所」に改

める。

附則第五項及び第六項を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則施行の際、現に次表上欄に掲げる機関に勤務する者のうち、別に発令されない者は、同表下欄に掲げる機関に勤務を命ぜられたものとする。

山梨県峡中教育事務所	山梨県中北教育事務所
山梨県峡北教育事務所	山梨県中北教育事務所
山梨県富士北麓・東部教育事務所	山梨県富士・東部教育事務所

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番